「みんなのおうち」運営委員会規約(案)

(名称)

1. 本会は、神埼・吉野ヶ里地区「みんなのおうち」運営委員会(以下「運営委員会」という)と称する。

(事務所)

1. 運営委員会は、事務所を神埼市千代田町渡瀬467-3「みんなのおうち　ほわ～っと」内に置く。

2　補助的に、神埼市神埼町志波屋1887-9「放課後等デイサービスぼちぼ

ち」内も利用する。

(目的)

1. 運営委員会は、子どもからお年寄りまで、ほっとできる居場所として開所した「みんなのおうち　ほわ～っと」が、地域住民はもとより不登校児童、引きこもり青年、元気高齢者等の居場所として活用されるよう、併せて住民みずからの話し合いや行動を生かし、地域の力によって暮らしやすいまちづくりに貢献できるようすすめていくことを目的とする。

(事業)

1. 運営委員会の目的を達成するために、次の事業を行う。
2. カフェ事業
3. 漬物工房～販売事業
4. みんなの食堂
5. 各種料理教室
6. 子連れヨガ教室
7. 会議場所賃貸事業(不登校・ひきこもり親の会等)
8. その他、運営委員会の目的達成に必要な事業

(構成)

1. 運営委員会の運営は次に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員の定数は12名以内とする。
2. 神埼市在住の方
3. 吉野ヶ里町在住の方
4. 運営委員会が会の運営のため、特に必要と認めた方

(任期)

1. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた

場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

1. 運営委員会に次の役員を置く。
2. 会　長　　　　　　1名
3. 副会長　　　　　　1名
4. 事務局長　　　　　1名
5. 副事務局長　　　　1名
6. 幹　事　　　　　　6名以内
7. 監　事　　　　　　1名
8. 相談役　　　　　　1名

　　2　役員は、総会において委員の互選により選出する

　　3　役員の任期は委員の任期とする。ただし、欠員が生じた場合における後

　　　 任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

1. 役員の任務は次に定めるところによる。
2. 会長は、運営委員会を代表し会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐し会長に用務があるときはその職務を代理する。
4. 事務局長は、運営事務及び会計事務を担当する。
5. 副事務局長は、事務局長を補佐し事務局長に用務があるときは代理する。
6. 幹事は、運営全般に関し意見や提案、活動を行う等積極的に協力する。
7. 監事は、運営委員会の経理を監査し指導する。不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
8. 相談役は、運営方針や運営方法等全般に関して助言やアドバイスを送るとともに、できる範囲で協力する。

(会議)

1. 運営委員会の会議は、総会、役員会及び事務局会議とする。

　　 2 総会は、定期総会と臨時総会とし、次の事項を審議する。

1. 規約の改正
2. 事業計画及び事業報告
3. 予算及び決算
4. 運営方針
5. 役員の選出
6. その他必要な事項

　　 3 総会は,20名以上の出席者で成立し、議事は議長を除く出席者の過半数

　　　で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

　　 4 役員会は、役員をもって構成し、運営委員会の運営に関する事項を審議

する。

　　 5 事務局会議は、事務局長・副事務局長及び相談役をもって構成し、役員

会決定事項などの具体的対策等を検討する。

　　　　なお、会長ほか他役員の出席も可能とする。

(会議の招集)

1. 定期総会は毎年1回、定期的に会長が招集する。

　　 2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

　　 3 事務局会議は、必要に応じ事務局長が召集する。

(会計)

1. 運営委員会の経費は、年会費(協力金)及びカフェその他の事業収入及び

　　　寄付金・助成金等をもって充てる。

　　 2 「協同総合福祉拠点」づくりに向けた「ワーカーズコープ助成金制度」

　　　を2年間に亘って活用する。(2年間限定)

　　　　✪1年目＝住民拠出額の2倍で総額の2/3　最高150万円(準備金含む)

　　　　✪2年目＝住民拠出額と同額で総額の1/2　最高120万円

 　　3　運営委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をも

って終わる。ただし、2018年度は10月1日～翌年3月31日までとする。

(改廃)

1. この規約の改廃は、総会の議決を経て行う。

(委任)

1. この規約に定めるもののほか、施行に関する必要な事項は役員会で決定

する。

　　付　則

　この規約は、2018年10月1日から施行する。